

1 研究成果の概要

(1) 研究主題

ふれよう 知ろう 伝え合おう
ー情報を使いこなす力を育てようー

(2) 研究のねらい

本校は、昭和62年度のコンピュータ導入以来、情報教育の研究を続けている。近年は、研究主題を「ふれよう 知ろう 伝え合おう～情報を使いこなす力を育てよう～」と設定し、「さがす」「つくる」「伝える・やりとりする」という学習過程を通して、情報活用の実践力を育てるための支援や評価のあり方について、研究を進めてきた。

これまでの研究により、調べて、まとめたことを発表する力（表現力）を育てることに限っては、成果が見られるようになった。しかし、学習の成果物を、学校外の多くの人に伝える場面が増えたことによって、大きな課題となってきたことは、著作権教育や情報モラル教育の充実である。

これまで本校では、著作権教育や情報モラル教育の教材として、デジタルコンテンツや読み物教材などを用いることが多かった。これらの教材は、短時間の指導で知識・理解の補完ができるという利点があった。しかし、著作権や情報モラルの実践力を育てるためには、知識・理解に加え、思考力や判断力を育てることが重要である。それは、次々に新しい問題が起こっている現状においては、問題がありそうかどうかには気づき、適切に判断する力が求められるからである。これらの力をつけるためには、切実感を持って考えさせる「場の設定」が重要であると考えます。

そこで今年度は、これまで本校が研究を進めてきた情報活用の実践力を育てる学習過程のなかに、著作権教育や情報モラル教育を明確に位置づけることにした。より具体的な場面での指導内容や指導方法について、実践を通して明らかにしていくことで、体験的に著作権や情報モラルを身につけ、情報をつかいこなす力を育てることをねらいとした。

(3) 研究の概要

①情報教育カリキュラムの作成

国語・社会・生活科・総合的な学習の時間における情報教育カリキュラムの中に著作権教育や情報モラル教育を位置づける。

②授業実践と評価

情報モラル教育・著作権教育に関する校内授業研究会を行い、実践に基づく成果と課題を共有する。

③ワークシートの作成

著作権教育や情報モラル教育を行うために有効なワークシートを作成する。

④デジタルコンテンツの活用

文化庁作成教材に加え、様々なデジタル教材の有効性を探る。

(4) 研究の成果

①情報教育カリキュラムの作成

年度始めに、国語・社会・生活科・総合的な学習の時間における本校独自の情報教育年間カリキュラムを作成し、1年生から6年生までの「伝える場面」の体系的な指導内容を検討することで、著作権教育や情報モラル教育を計画的に位置づけることができた。

②授業実践と評価

教科や道徳の中で、情報モラル教育や著作権教育が必要な内容（場面）をピックアップしたり、総合的な学習の時間の活動に応じて効果的な指導の場面を設定したりすることで、子どもたちにとって必然性と切実感のある学習場面を設計することができた。

ア 第5学年 総合的な学習の時間「身のまわりの著作物を探そう！」

本校の高学年児童は、「著作権」という言葉について理解している。しかし、「身のまわりの作品にも、著作権があること」は見落としがちな傾向がみられた。そこで、自分の作品も、他人の作品も大切にしようとする態度を養うことをねらいとした。身近なものについて考えることや、それを作った友達の気持ちを聞く活動を通して、作者の作品に対する思いについて改めて考えることができた。

イ 第6学年 国語「パンフレットを作ろう」（※概要は別紙1を参照）

小学校6年生の国語科の教科書には、パンフレット作りやガイドブック作りが取り上げられているものが多い。多くのテーマは、できあがった作品を学級内で見合って終わりであるが、本実践では、「学校紹介パンフレット」を作成することにした。つまり、不特定多数の人に見てもらうことで、著作権処理の必要性が生じるように設定したのである。パンフレットが完成した時点で、著作権や肖像権の観点から作品を見直し、公開するためにはきちんと処理することの必要性に気付かせた。そして、子どもたちが自作した承諾書をもって交渉するという、体験的な活動を取り入れた。

③ワークシートの作成（※別紙2を参照）

時間ごとにワークシートを作成することで、児童に「考える場面」の設定や自己評価を行わせることができた。また、ワークシートを通して児童の考えを知ることができ、授業改善に役立てることに繋がった。

④デジタルコンテンツの活用

文化庁作成教材に加え、ネットで無償提供されているものや、市販の教材の活用を試みた。総務省のICTメディアリテラシーを活用し、ブログ作りを通じた他校との交流学習も実施した。

<課題>

今年度は高学年を中心に著作権教育を実施した。来年度は低学年からの体系的な指導について、研究を進めていきたい。

【別紙1 授業実践事例（概要）】

著作物利用のルールとマナーを体験的に身につけよう

～国語でのパンフレット作りを通して～

千葉県松戸市立馬橋小学校

佐和伸明

1. 問題の所在

(1) 児童の実態

本実践を行った6年生の子どもたちは、昨年度の著作権教育で、著作権は有名なアニメや絵画、音楽などを制作した一部の人だけに与えられたものではなく、友達や自分も持っている権利であることを学んでいる。（図1及び第3回著作権教育の実践事例佳作「だれもが持つてる著作権」参照）

さらに、他の人が作った著作物を利用する際には、許可が必要であることも理解しており、新聞作りやプレゼンテーションなどで、他の人の著作物を利用する場合は、出典を明示する態度なども身につけてきている。しかし、Webページやパンフレットのように、学校内にとどまらず、不特定多数の人に公開する際の著作権処理の方法については、「わからない」という回答が多かった。（図2）

勝手に使ってはいけないことや、許可を取ることの必要性は理解していても、処理ができなければ、実際には使うことができない。著作物を適切に利用することで、自分の作品をより良いものに発展させていくことは、子どもたちに身につけさせたい技能であろう。そこで、「他の人の作品を使ってはいけない」で終わる著作権教育ではなく、「使うためのにはどうすればよいか」について、体験を通して学ばせる必要性を感じ、本実践を行った。

(2) 著作権教育の位置づけ

著作権教育の重要性については、学校現場でも認識されている。しかし、実践事例がなかなか増えていかないのは、子どもたちにとって切実感のある学習場面の設定と、そのための時数の確保が難しいからのように感じている。

そこで本実践は、6年生の国語の授業で扱われている「パンフレット作り（または、ガイドブック作り）」を教材とした。教科指導のなかに著作権教育を埋め込むことで、時数の負担は少なくなる。また、自分たちが著作物を創造する側に立つことで、主体的な学習を設計することができる。さらに、テーマを「学校紹介パンフレット」とし、不特定多数の人に配布することと、学校ホームページでも公開する設定にすることで、著作権処理を行う必然性を持たせたいと考えた。

2. 活動の実際

(1) 単元名 パンフレットを作ろう

(2) 単元の目標

◎著作権や肖像権などの情報発信における問題点を理解し、適切に対処することができる。

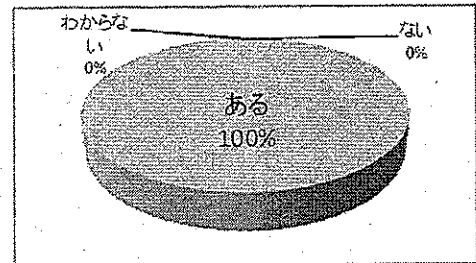


図1: 友だちや自分の作品にも

著作権があると思いますか。

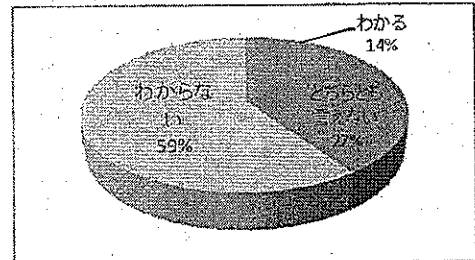


図2: 他の人の著作物を公開したい時に

どうすればよいかわかりますか。

- 利用者を想定して、役に立つパンフレットを作ることができる。
- 目的や意図に応じて、書く必要のある事柄を整理することができる。
- 伝える相手や目的を意識して、情報を収集することができる。
- 構成を考え、画像や文章などの配置や書き方を工夫することができる。

(3) 単元計画 総時数：24時間

<国語科：12時間 総合：12時間（著作権教育2時間）>

場面	国語	総合	学習活動	備考
さがす	1		○活動の見通しを持つ。 <テーマ> 馬橋小のよさが伝わるパンフレット <ターゲット> 4種類 「新生児」「保護者」「下級生」「他校の先生」 <ゴール(配布計画)> 「新生児用」 入学説明会で配布 「保護者用」 入学説明会で配布・事務室で配布 「下級生用」 校内掲示 「他校の教師用」 公開研究会で配布・校長室で配布	ゲストティーチャー (校長)
	2		○集めてきたパンフレットを見て工夫を調べる。	ワークシート①
	3		○「馬橋小の良さ」とは何か話し合う。	
	1		○ゲストティーチャーからパンフレット作りの基礎を学ぶ。	ゲストティーチャー (編集者)
	2			ワークシート②
	4		○グループごとにターゲットを決める。 ○載せる内容を考える。 ○載せる内容を話し合い、内容(ページ)ごとに分担する。	ワークシート③
つくる	5		○調べる方法を考え、計画を立てる。	ワークシート④
	6		○パンフレット作りに必要な資料を集める。	ワークシート⑤
	7		○集めてきた資料を検討し、パンフレットの構想をまとめる。	ワークシート⑥
	8			
伝える・やりとり	3		○アプリケーションソフトの使い方を知る。	ゲストティーチャー (J R 四国)
	~		○グループ内で分担してパンフレットを作る。	P C
	6			
	9		○よりよい作品にするために、グループ内で検討する。	ワークシート⑦
著作権	7		○話し合いをもとに、パンフレットを修正する。	ワークシート⑧
	10		○他のグループの作品を見て、よりよくするための意見を出し合う。	ワークシート⑨
	11			
	8		○他のグループのアドバイスを参考にして、パンフレットを修正する。	ワークシート⑩
著作権	11		○作品の中で、著作権や肖像権等の処理が必要な画像や文章を確認する。	ワークシート⑪
	12		○承諾書を作成し、著作権や肖像権についての処理を行う。	ワークシート⑫
	12		○他のクラスが作ったパンフレットを見て、感想を伝える。 ○活動を振り返る。	ワークシート⑬ ゲストティーチャー

①作品を見直す

子どもたちに作品を作らせると、「できたら終わり」になりやすい。著作者としての意識を高めるためには、自分たちの作品に、自信と誇りを持たせることが大切であると考えている。そのために、作品が仕上がった後に、見直す機会を繰り返し設定した。

パンフレットに使っている写真や
文章を見直そう。

著作権

勝手に使ったり
まねされたり
しない権利

写真2・授業での板書(学習問題)

そして、ワークシートにリストアップして、許可をとるための計画や分担を決めていった。(写真5)

作品を見直したことで、見落としていたものや、きちんと許可を取っていない著作物があることが確認できた。そこで、著作者から許可をもらうために、承諾書を作成することにした。本校で保護者向けに使っている承諾書の書式を参考に内を検討し、子どもたちが手書きで作成した。(写真6)

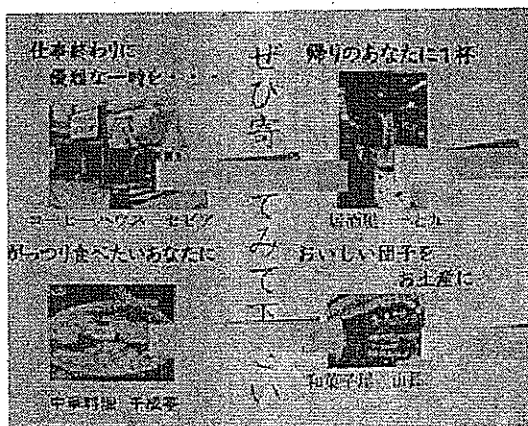


写真4:著作物に付箋を貼る

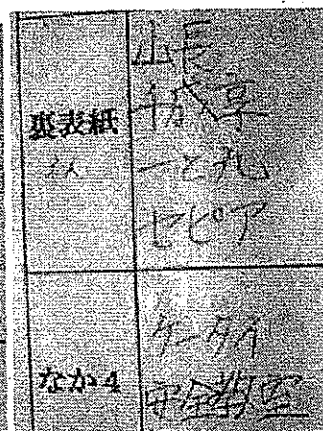


写真5:著作物のリストアップ

③交渉する

リストアップした項目について、担当者を決めて交渉を行った。まず、電話で主旨を伝え、訪問のお願いをした。

訪問日（主に放課後）には、子どもたちが承諾書と印刷したパンフレットを持ち、使用することを許可してもらえようをお願いに伺った。その際、学校近隣の店舗などについては、「どうしてこのお店を自分たちのパンフレットに載せたいのか」をきちんと話せるようにした。子どもたちは、とても緊張した面持ちで大人に向かって交渉していたが、店主からは、「お店を紹介してくれてありがとう。」「ステキなパンフレットだね、すごいなあ。」等のやさしく声をかけられた。なかには、商品のデザートまでごちそうしてくれる店舗まであった。予想していた以上の歓迎と温かい励ましに、子どもたちはとてもうれしそうな顔をしていた。

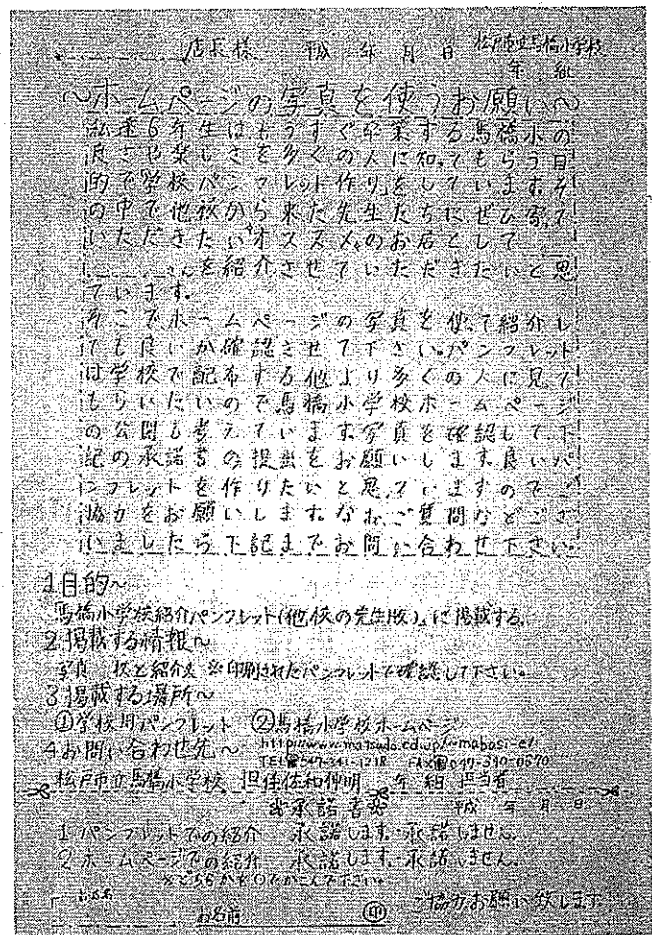
写真6:子どもが作った承諾書

この体験を通して、勝手に、または曖昧な状態で著作物を使うのではなく、きちんと許可をもらうことで、お互いに気持ちよく、安心して利用できるということを、実感させることができた。

④パンフレットを公開する

本校の6年生は3クラスある。クラスごとに「保護者」「他校の先生」「新入生」「在校生」というターゲットごとに、4種類のパンフレットを作った。完成した作品は、学年コンペ（コンペティション＝複数作品の評価を競い合わせ優れたものを選ぶ）により、それぞれの部門で一作品のみ選ばれ、印刷・配布されるという設定とした。コンペに出品するためには、「著作権や肖像権などの許可をもらっていること」という条件をつけたため、子どもたちは切実感を持って著作権処理のための活動を進めていった。

コンペは、2009年の1月に実施した。また、パンフレットは学校Webページからも予定している。



3. 成果と課題

(1) 成果

① 著作者としての意識を高めることができた

本実践では、校長からの依頼により、学校を訪れた様々な人に実際に配布するパンフレットを作成した。いわば、「ごっこ遊び」で終わらない「本物」である。そこで、読み手に喜んでもらえるような価値のある作品にするためには、他の人の著作物を利用したほうがよいケースも出てきた。「本物」を作らせるという設定は、著作者としての意識を高め、作品の大切さを気付かせることにつながったと感じている。

② 切実感を持たせることができた

何度も修正を繰り返し、ようやく仕上げた作品であっても、著作物利用の承諾をもらわなくては、コンペに参加することも、公開することもできない。この設定は、「何とかして著作権者に承諾してもらいたい」という強い思いを持たせることにつながった。そのため、自分たちの作品のどこに問題がありそうか、またどうやって処理していったらよいのかという課題に、子どもたちは切実感を持って取り組んでいた。

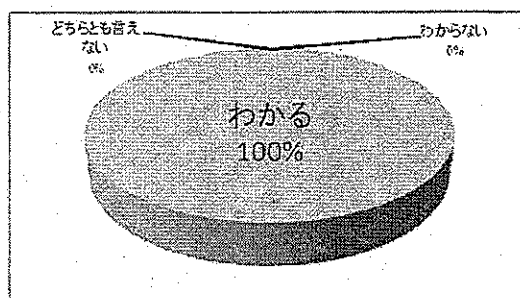
③ 教科学習に位置づけることができた

著作権教育のための特別な題材を設定するのではなく、教科学習のなかに位置づけることができたので、授業時数にも無理がなかった。従って、どここの学校でも追試可能な実践である考える。また、成果物を外部に公開するという手立ては、パンフレット作りに限らず、新聞作りやポスター作りなど、様々な教科での創作活動への応用が可能である。

④ 具体的な対処方法を体験させることができた

著作権法は著作者の権利を守るための法律であるが、「勝手に使うことはできない」と教えるだけでは、その著作物を活用して、さらに発展的なものを創作する活動を妨げてしまうことになるのではないだろうか。本実践では、他の人の著作物を利用したいときには、どのように処理すればよいのかについて、著作物を制作する過程のなかで、

図3: 他の人の著作物を公開したい時に
体験を通して理解させることができたと感じている。(図3)



どうすればよいかわかりますか。

(2) 課題

① 学校としての系統性

本校は長年情報教育を推進しており、著作権教育や情報モラル教育に関しても、どの学年で、どんな内容を指導するかについての共通理解をしている。しかし、教科・領域のなかに位置づける具体的な方法については、まだ試行段階である。今後も、各教科での制作活動の中に、著作権教育を効果的に位置づけていきたい。また、学校内で実践を体系的にまとめていく必要を感じている。

② 学校による著作権者の扱い

著作権者（子どもたち）は、卒業してしまうため、その後の作品（著作権）の扱いについても、子どもたちと話し合っておく必要がある。

パンフレットに載せる許可をもらおう

6年 組 名前

() グループ

	許可（肖像権・著作権）が必要なところ	どう処理するか（担当者）
表紙		
裏表紙		
なか4		
なか1		
なか2		
なか3		
全体		

パンフレットに載せる許可をもらおう

6年 組 名前

() グループ () ページ

許可が必要な画像	許可をもらう人

＜本時の活動を振り返って＞

○パンフレットに載せる画像などの許可をもらう計画を立てることができましたか。
よくできた できた もう少し